

環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

(1) 事業計画

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>本件事業地域には、令和2年6月に日本遺産に認定された、長浜市・敦賀市・南越前町にまたがる鉄道遺産などで構成される「海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄道のキセキ～」が含まれます。</p> <p>本件事業により当該日本遺産の構成物や景観が損なわれることが無いように十分に配慮されることを示す事</p> <p>また、配慮書における意見に対する見解にて実現の方針が示された展望公園エリアのテーマの一つに当該日本遺産が加えられる事が望ましい。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、日本遺産に指定された「海を越えた鉄道～世界へつながる 鉄道のキセキ～」の構成物や景観が損なわれることが無いよう十分に配慮いたします。</p> <p>展望公園エリアの設置については、関係行政や地元住民の意見を踏まえ検討していきます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>本市、東浦地区及び南越前町にかかる地域は人口の減少で、過疎化が進み、山は荒れ放題の現状であります。</p> <p>今回、この地域に風力発電計画が立ち上がった事は、地元の一人として大賛成であります。</p> <p>ウラン、石油、石炭、天然ガス等、すべてが諸外国にたよっている。これらは、いづれ減少してくる事はあきらかであり、これからの未来を考えると再生可能エネルギーこそが未来のエネルギー政策の基本であると考えます。荒れた山に人が入ると、自然を守る事につながると思っています。何んと言っても、地元への貢献もされ、地域への活性化が期待されます</p> <p>本市には、原発、火力、水力、太陽光等あり、風力発電のみがありません。エネルギー供給の町づくりとして、何んとしても今回の風力発電計画の実現をめざして頂きたいと思えます。</p> <p>景観、周波等全つく問題はありません。むしろ、山頂に風力発電がある事が、地元としては、自慢の一つになります。</p>	<p>本事業は鉢伏山周辺の風エネルギーを活用するものであり、エネルギー自給率の向上や脱炭素社会の実現に大きく寄与するものと考えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>意見1 当風力発電事業企画の立案に対する疑問について</p> <p>再生可能エネルギー開発と言えど、当施設の寿命の尽きるまでの期間に得られる利益の割に、鉢伏山から連なる広大な山の尾根を削り取ることによって永久に失われる自然環境の損失の規模が甚大であり、得られるものよりも失うものの方が大きすぎると、考えます。</p> <p>風力が再生可能な自然エネルギーと言えど、その発電機が炭素固定・カーボンニュートラルと生物多様性保全を担う森林環境を大規模に破壊しているのでは、本末転倒の仕業と言わざるを得ません。</p> <p>そもそも、自然度の高い森林環境であることを周知の事実で分かっているながら、かつ、過去開発がすでに入った人工の造成地や植林地に限定せずに、風力発電機設置区域に指定することに、疑問を呈します。</p> <p>なぜならば、風力発電機については、福井県内において設置事例があり、これまでの故障発生や稼働状況の悪さ、寿命の短さを見聞きしており、全国的にも同等で未だ実験段階であるとしてしか評価出来ていないからです。また、風力発電機設置区域の山上の稜線については、福井県民に親しまれてきた山々であり、私を含めて多くの人々が、現地の稜線における植生自然度の高い森林環境を体感しているからです。</p> <p>当風力発電機は巨大で設置数も多く、建設造成には工事用道路・資材搬入路も加わって、山の稜線に沿い尾根を細長く面的に削り取り、炭素固定に寄与するはずの樹木のみならず生物多様性の基盤である土壌をも根こそぎ破壊することと予想します。</p> <p>森林環境は、樹木が地球温暖化対策の一つである炭素固定に寄付し、森林が育む良好な生態系が生物多様性保全に寄付することから、後世に残すべき自然資源であります。ですから、大きな森林破壊を伴う開発行為は、地球温暖化対策、カーボンニュートラル、生物多様性保全、SDGs（持続可能な開発目標）等わが国の現行施策に逆行しています。</p> <p>そのため、最初から事業ありきではなく、まずは、事業計画の立案に係る下記の点について、我々福井県民、地域住民がわかるように明確な説明を示してください。</p> <p>なぜならば、環境の保全の見地から、環境影響を評価し、失われる損失の質と量を推し量り、その代償措置の可否を判断することが必要だからです。</p> <p>また、わが国の地球温暖化対策、SDGs（持続可能な開発目標）等の環境施策に合致していることが、環境の保全の見地から重要だからです。</p>	<p>自然環境への影響については方法書に基づく現況調査を行い、事業に伴う影響を予測・評価し環境保全措置を検討していきます。また、風力発電機は実績のある最新の機種を採用する考えです。</p> <p>ご質問に対する回答は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業性については、今後実施する調査、設計を踏まえ評価する考えであり、現時点ではお答えできる段階にございません。 ・一般的に風力発電機の設計寿命は20年とされていることから、事業期間は20年を想定しております。 ・事業期間満了時の対応については、そのまま事業を継続するか、撤去して元に戻すか、新しい風力発電機に建替えて事業を行うかなど選択肢がありますが、現時点では決定しておりません。 ・事業期間満了後、事業を継続しない場合は、弊社が責任を持って設備を撤去し原形復旧した後、土地所有者にお返しします。 ・主要な眺望点や身近な視点場から見た風車の見え方については、写真と風車を合成したフォトモンタージュを作成し準備書にてお示しします。 ・土地造成による改変面積については、今後の詳細設計により検討を行い、その結果を準備書にてお示しします。 ・土地造成による樹木伐採量及び土量については、今後の詳細設計により検討を行い、その結果を準備書にてお示しします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当開発行為によって得られる利益は、いかほどでいつまで持続するのか。 ・施設の寿命は何年で、発電事業はいつまで持続できるのか。 ・事業終了時、誰が施設を撤去して更地に戻すのか、その後の土地を誰が管理するのか。 ・施設の寿命が尽きた後の姿、具体的に100年後開発された山の稜線の姿はどうなるのか。 ・理解を進めるためには不可欠だと思う完成予想図（鳥瞰図）をなぜ示さないのか。 ・風力発電機設置および工事用道路・資材搬入路の造成により削り取られる土地改変量は、いかほどか。 ・失われる森林の伐採量と撤去される土壌の量は、いかほどか。 	
4	<p>意見2 「配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解」について</p> <p>経済産業大臣から出された「本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと」との意見を、事業者は重大に捉え、事業の見直しをしなければなりません。</p> <p>さらに「既存の道路、植林地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避、又は極力低減すること」との意見も事業者は重大に捉えなければなりません。</p> <p>「自然度の高い植生等の改変」を低減する方法は「回避」の他に科学的に存在しないと考えます。</p> <p>事業者は、例えば少ない低減措置をもって「極力低減」に努めたなどといったおざなりな取り扱いを決してなりません。書類上のその場逃れに取り繕った間に合わせの文言ではなく、現地の環境の保全を図るちゃんとした対応を求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>経済産業大臣意見については、その内容を真摯に受け止め、今後の事業計画の検討に反映する方針です。</p> <p>なお、本事業は当初より既存道路の栃ノ木・山中線を最大限活用する事業計画としており、また、自然度の高い（環境省が示す植生自然度9～10区域）区域については風力発電機設置区域から除外しております。</p>

(2) 景観

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>(福井藤倉山風力発電事業に係る意見書に記入した以外で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉢伏山周辺の山嶺には織田信長の越前侵攻時に朝倉方や一向一揆勢の防衛として多数の城塞が築かれているが、確認調査もなされないまま破壊され、歴史的景観が毀損されるおそれがある。 	<p>対象事業実施区域及びその周辺の史跡、文化財等については、文献資料を整理して図書に記載しております。今後も、関係機関と適宜協議を行いつつ事業計画を検討してまいります。</p>

(3) その他

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	環境影響評価方法書の p3-124(144) (1) 学校・病院～施設の状況に、今庄小学校、今庄診療所、老人保健施設が示されていないのはなぜ？ 他にも、示されていないものはないのか？	p3-124(144)には学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として対象事業実施区域を含む南北15km、東西12kmの範囲に位置する施設を全て示しております。今庄小学校、今庄診療所および老人健康施設についてはこの範囲外に位置するためお示ししておりません。